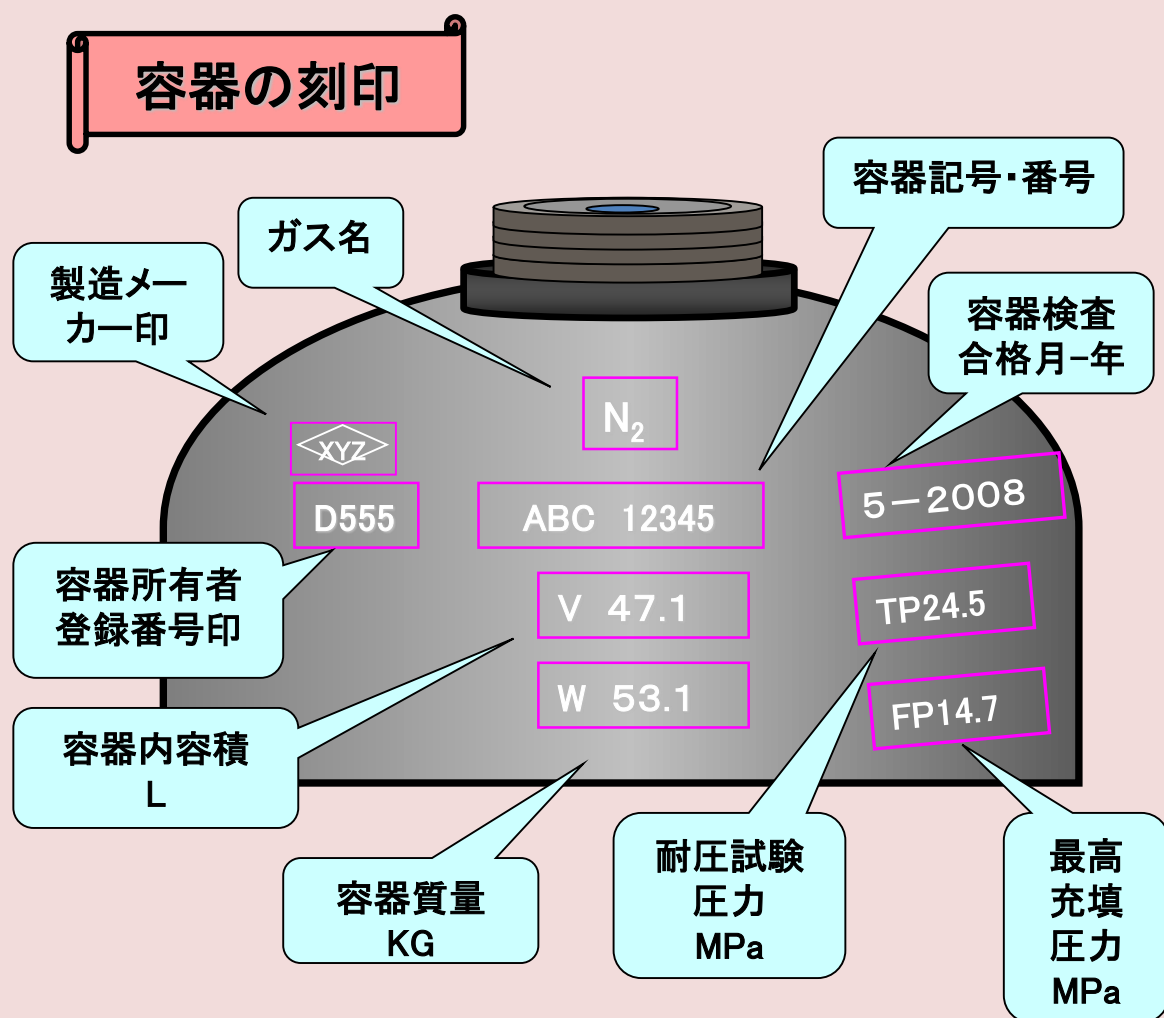


千葉県高圧ガス容器 管理・取扱注意事項

容器の刻印

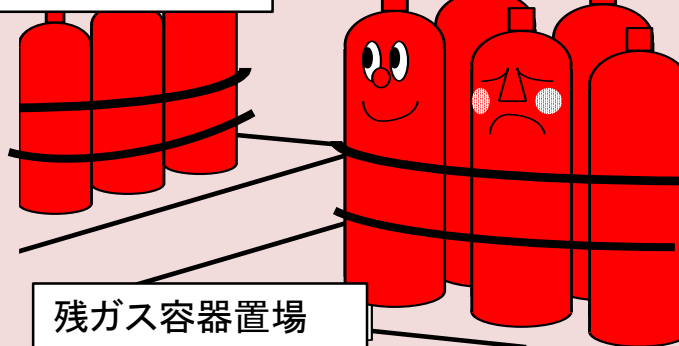


監修 千葉県防災危機管理部産業保安課
発行 千葉県高圧ガス流通保安協会

高圧ガス容器貯蔵の基本

充填容器と残ガス容器は
区別して保管する。
可燃性ガス、毒性ガス、
酸素の区分も必要。

充てん容器置場



残ガス容器置場

40°C以下に
保ってね!

容器は直射日光を避け
常に40°C以下に保つ。

警戒標識を掲示する。

充填容器等(5L以下を除く)には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取り扱いをしない。

可燃性ガスの容器置場には携帯電燈以外の燈火を携えない。

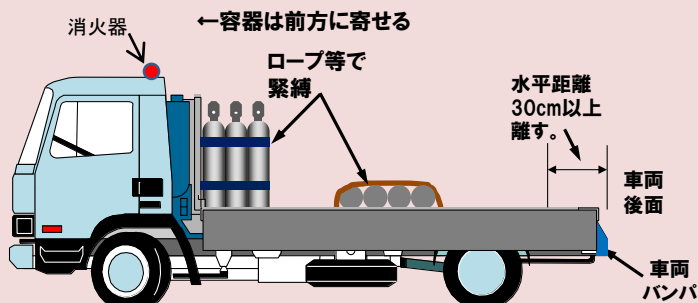
容器置場には計量器等作業に必要なもの以外は置かない。

容器置場の周囲2m以内においては、火気の使用を禁じ、引火性、発火性のものを置かない。

15年以上経過した一般複合容器を貯蔵しない。

高圧ガス容器移動の基本

容器積載方法(原則)



※ロープ等(ロープ、ワイヤーロープ、荷締め器、ネット等)

- ・確実な車両運行前点検
- ・警戒標は、車両の前方及び後方
- ・イエローカードの携行
- ・防災資機材・消火器の携行
- ・駐車時は車輪止め

※千葉県高圧ガス輸送保安基準を遵守してください

高圧ガス容器の

LPガス

アセチレン

酸素

etc...

適正な管理についてのお願い

NO!

長期停滞容器や放置された容器は
事故につながります！

容器は6ヶ月以内に販売店へ返却してください！！

- ◆ 長期停滞容器や放置容器は腐食して、ガス漏れや爆発事故を招くおそれがあります。
- ◆ これら容器は近隣住民の方の安全・安心を脅かします。

NO!

一般ゴミ・不燃ゴミ・粗大ゴミ
として出すと事故につながります！

ゴミ置場や解体工場等の処分場で爆発事故や火災を招くおそれがあります。

容器賃貸借制度(契約)の推進

協会では、適正かつ安全な容器管理のため、容器賃貸借制度(契約)の締結を推進しています。

◆ 容器賃貸借制度(契約)とは・・・

取り決めた期間内に容器を返却してもらうもので、遅延した場合の措置についても取り決めるものです。

消費事業所には高圧ガス管理責任者を置き、高圧ガス容器管理台帳等により、常に高圧ガス容器の受払い状況及び所在等を管理しましょう。



高圧ガスの種類に応じて容器の色が定められています

放置容器を
発見したら



お近くのメーカー、販売店または
千葉県高圧ガス流通保安
協会(043-246-0027)にお問
い合わせください

※ 処分には費用が掛かることがあります。

お問い合わせは
HPに掲載の
「高圧ガス容器回収相談書」を
ダウンロードしてご利用ください